平成25年度 社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法等について

1 指導監査の実施方法

社会福祉法人の指導監査は、関係法令・関係通知、及び「中津市社会福祉法人指導監査実施要綱」「平成25年度中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針について」を基に、役員・評議員の選任手続きの状況、役員の報酬の妥当性及び報酬規程の整備状況、理事会及び評議員会の開催状況、監事監査の実施状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況を重点項目として、実地にて監査を行った。

中津市は、社会福祉法人の運営・会計を中心として監査を行い、施設、事業の状況及び経理については、引き続き大分県が実施することとなっている。

2 指導監査を実施した法人

今年度、指導監査を実施した法人は、以下の10法人である。

	法人名	所管課	主要施設事業	監査実施日
1	ひかり福祉会	子育て支援課子育て支援係	光保育園	25年8月9日
2	愛 光 会	子育て支援課子育て支援係	愛光保育園	25年8月29日
3	中島福祉会	子育て支援課子育て支援係	山移保育園	25年9月19日
4	瑞信山福祉会	子育て支援課子育て支援係	柿坂保育園	25年10月1日
5	西浄寺福祉会	子育て支援課子育て支援係	三慧保育園	25年10月18日
6	直心会	社会福祉課障害福祉係	つくし園・修光 園・望箭荘	25年11月20日
7	大幡福祉会	子育て支援課子育て支援係	大幡保育園	25年11月29日
8	慈 光 会	子育て支援課子育て支援係	にしき保育園・ 八千代保育園	25年12月13日
9	真 珠 園	社会福祉課福祉推進係	真珠園	26年1月21日
10	健 清 会	介護・高齢者福祉課	むくの木	26年2月12日

Ⅱ 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又はその計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	・関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項 ・口頭指摘事項で、数年経過しても是正・改善されていない状況となって いる事項
口頭指摘事項	・関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項 ・改正された法令、通知で周知期間が十分経過していないものに抵触して いるが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	・不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

平成 25 年度に実施した指導監査における指摘件数は 154 件となった。内訳は、文書 指摘 51 件、口頭指摘 103 件であった。

中津市所轄の	25 年度監査 実施法人数	改善指導件数		
社会福祉法人数		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
27	10	51	103	154

3 指導監査の指摘内容

平成 25 年度に指導監査を実施した法人の文書指摘及び口頭指摘の傾向として、「法人の管理運営及び業務の必要事項を定めるべき定款施行細則の未制定」、「選任要件を満たしていない監事の選任」、「理事長専決事項の理事会未報告」が目立った。また、登記の遅延、地上権設定の不備、事業や財産の定款記載ミスなどが散見された。中には、「会計責任者と出納責任者が兼任され内部牽制が機能していない」、「理事長と法人が賃貸借契約を結び多額の賃借料支払いを行っている」、「会計の元となる総勘定元帳を作成していない」などの重大な指摘もあった。

Ⅲ 指導監査結果の総括について

1 定款について

社会福祉法人の定款は、1「社会福祉法人定款準則」に基づき各法人により制定されるものである。社会福祉法人においては、実施する社会福祉事業について定款に全て記載しなければならず、定款に記載された社会福祉事業の個別の事業については、2大分県に届け出を行わなければならないことになっている。実施している事業を定款に記載していない、基本財産の土地建物の表記が定款準則と合致しない、実際に使用していない住所を法人所在地としている等の事例が見受けられ、指導を行った。

2 監事の選任要件について

監事の定数について、3社会福祉法第36条では1人と規定されているが、4租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合における国税庁の審査事項により、社会福祉法人定款準則が定められている。5定款準則では、監事の定数は2人とされている。2人のうち1人は6「社会福祉事業について学識経験を有する者」又は「地域の福祉関係者」を選任し、もう1人は「財務諸表等を監査し得る者」を選任することになっているが、資格要件を満たしていない監事を選任している法人があり、該当する法人については、基準を満たす監事を選任するよう指導を行った。

地方においては、役員の担い手を確保するのがなかなか難しいのが現状である。このため、即座に交替とするのではなく、要件を満たす者を出来うる限り早く確保すること、 期限としては次期改選までとして指導を行った。

7監事の役割業務についても説明を行った。

3 役員及び評議員の選任の要件と書類の整備について

8役員及び評議員を選任する場合には、9資格要件を満たしているか、或いは欠格事項 に抵触しないかの確認のため就任承諾書、履歴書、成年被後見人及び被保佐人として登 記されていないことの証明書等を役員評議員予定者から提出を受け、役員評議員に対し て委嘱状の交付を行わなければならない。にもかかわらず、保管書類に不備が見受けら れた。該当する法人については、以下の書類を各役員及び評議員ごとに保管しておくよ う指導を行った。

役員選任要件として、親族等の特殊関係にあるものについて制限がある。この要件に違反して理事を選任している法人があった。ただ、これについては監査を通じての指摘 事項ではなく、法人台帳整理の過程で気が付いたものであるため、現況報告書提出依頼 時期に全法人に注意喚起を行いたい。

<役員・評議員共通>

- 名 簿
- 就任承諾書
- 委嘱状(写し)
- 履歴書

再任の場合であっても履歴書は新たに必要であること。社会福祉法人、医療法人、NPO法人、会社等の他法人の職歴、役職状況について履歴書によって把握すること。特に他社会福祉法人の理事をしている者については、当該法人による活動証明が必要となるので注意すること。

<役員のみ>

- ・ 欠格事項に該当しないことの申立書
- 身分証明書

再任の場合で、すでに本書類を保管している者については、省略しても差し支えない。

- ・ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書
- 役員活動状況証明書

当該法人以外の社会福祉法人の役員に就任している場合に、就任している社会 福祉法人の証明が必要となる。

• 印鑑登録証明書

再任の場合で、すでに本書類を保管している者については、省略しても差し支えないが、在任中に記載内容に変更があった場合は必要である。

4 資産の区分について

社会福祉法人の資産は、¹⁰「基本財産」「公益事業用財産」「収益事業用財産」「運用財産」に区分されるが、資産区分のとらえ方を間違え、法人所有の土地建物をすべて基本財産としている法人が見受けられた。該当する法人については、なんでも基本財産とするのではなく社会福祉事業の用に供する不動産は「基本財産」、公益事業の用に供する不動産は「公益事業用財産」、収益事業の用に供する不動産は「収益事業用財産」、その他の財産は「運用財産」とするよう、法人が所有している資産の区分を明確にして管理するよう指導を行った。

5 理事長専決事項の理事会への報告について

社会福祉法人の業務の決定については、法人の意思決定機関である理事会によって行うことになっている。ただし、理事会が定める日常の業務について、あらかじめ理事会でその範囲を規定すれば、その業務を¹¹理事長に専決させることができる。専決した事項については、後日、理事会にて報告することになっている。理事会への報告を行っていなかった法人について、理事長専決事項は必ず報告を行うよう指導を行った。

6 理事長個人との利益相反及び双方代理となる事項について

12理事長個人との利益相反及び双方代理となる事項については、理事会にて選任された理事が理事長の職務を代理して行うこととなる。にもかかわらず、利益相反となる行為について、職務代理設定せずに行っている状況が見受けられた。必ず理事会を開催し、理事長の職務代理を行う理事を選任し、職務を代理させるよう指導を行った。

また、法人によっては理事長が事故等により欠けた場合のために、¹³あらかじめ指名する職務代理者と本項の職務代理を混同していたため、全く別の行為であることを説明し、混同しないよう指導を行った。

7 諸規程及び会計について

法人において、定款は必須であるが、法人を運営するに当たっては重要な規程を制定しておかなければならない。定款にうたわれている¹⁴定款施行細則を定めていない、経理規程に定める帳簿類を整備していない、などが目についた。公印に関する規程で、印影を記録していない法人が多く、記録するよう指導を行った。役員報酬・費用弁償規程に不備がある法人も見受けられた。該当する法人については、諸規程について整備及び遵守をするよう指導を行った。

会計において、会計責任者と出納責任者が兼務するなどして、内部牽制機能が働いていない法人があった。兼務を解消し、いずれかについて別の者を任命するよう指導した。

8 社会福祉事業を行う土地の地上権等の設定について

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき設立された法人で、¹⁵社会福祉法第 22 条に定義するとおり、¹⁶同法第 2 条に定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであり、その財政的基盤として¹⁷社会福祉事業を行うために必要な資産を有していなければならず、社会福祉法人の設立は、原則として直ちに社会福祉事業が開始できる場合に限り認可されるものである。

18社会福祉事業を行うために直接必要な土地については、国若しくは地方公共団体からの貸与を除き法人が所有していなければならない。ただし、19特別養護老人ホーム及び保育所の経営などについては緩和措置があり、国若しくは地方公共団体以外から貸与を受けてもよいとされ、その場合において、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記を行なわなければならない。法人によっては、地上権等の登記の未設定等の状況が見受けられたため、該当する法人については、必ず事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の登記を行うよう指導を行った。

9 理事会及び評議員会の欠席者について

²⁰役員及び評議員のうちで、理事会及び評議員会の欠席が目立つ法人が見受けられた。 該当する法人については、役員及び評議員全員が出席可能な日程で、理事会及び評議員 会を開催するようにするか、理事会及び評議員会に出席が可能な役員及び評議員を新た に選任するよう指導を行った。

理事が理事会を欠席する場合には、たとえ²¹委任状を託したとしても議決権を他の理 事に委任することはできない。ただし、定款に書面出席の規定をもうけている場合に は書面による議決権を行使できることとなっている。

また、書面表決権を行使する場合の書面には、以下の内容を必ず記載を行うよう指導を行った。

書面に記載が必要な項目

・書面表決権を行使する理事会の名称

(例:平成○○年度第○回社会福祉法人○○○理事会)

- ・書面表決権を行使する理事の氏名及び書面作成日
- ・欠席の理由 (※詳細に記載すること。)

・理事会に付議される事項についての意思

(※議案ごとに記載すること)

1 「社会福祉法人の認可について」

(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第974号及び児発第908号局長連名通知) 別紙2「社会福祉法人定款準則」(以下「定款準則」)による。

なお、この通知については、別紙第1「社会福祉法人審査基準」第5その他(5)国所管法人の現況報告提出方法に関することを除いて地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることも併せて通知されている。

² 「社会福祉法」

- 第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。
 - 一 施設の名称及び種類
 - 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 建物その他の設備の規模及び構造
 - 五 事業開始の予定年月日
 - 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
 - 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 第67条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業経営他の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。
 - 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 事業の種類及び内容
 - 三 条例、定款その他の基本約款
- 第69条 国及び都道府県以外の者は、第2種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業経営地の都道府県知事に第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

3 「社会福祉法」

- 第36条 社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。
- 2 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の 総数の二分の一を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなるまでの者
 - 四 第五十六条第四項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人 の解散当時の役員
- 4 個人が土地、建物などの資産を社会福祉法人に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等の非課税の措置が受けられる。「社会福祉法人定款準則」は、この非課税措置の対象となることを念頭に条文が作成されている。

「租税特別措置法」

第40条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第59条 第1項第1号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人(法人税法別表第2に掲げる一般社団法人及び一 般財団法人で、同法第2条第9号の2イに掲げるものをいう。)その他の公益を目的とする 事業(以下この項から第3項まで及び第5項において「公益目的事業」という。)を行う法人(外 国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。)に対する財産(国 外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の贈与又は遺贈 (当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で、 当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進 に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産(当該財産につき第33条第1項に規定 する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合におい て、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき 資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産(次項及び第三項において「代替 資産」という。))が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間(当該 期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として 政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。)内に、当該公益法 人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で 定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。 $(2\sim16~{\rm 44})$

5 「定款準則」

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○名
- (2) 監事 ○○名

(備考) (1) 理事の定数は、6名以上とすること。 監事の定数は、2名以上とすること。

6 「社会福祉法」

第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の 点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会のないときは、所轄庁)に報 告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べる こと。
- 第41条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

「社会福祉法人の認可について」

(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第974号及び児発第908号局長連名通知)

別紙1「社会福祉法人審査基準」(以下「審査基準」)第3 法人の組織運営

3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- (2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条 に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行っ た場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存す ること。

- (3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者であること。
- (4) 監事は、他の役員と親族等の特使関係があるものであってはならないこと。
- (5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者 であってはならないこと。

別紙2「定款準則」

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに○名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。
- 第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
 - (備考) 評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととす ることが適当であること。

7 「社会福祉法」

第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会のないときは、所轄庁)に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

8 「審査基準」

第3 法人の組織運営

1 役員

- (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照ら し適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員の総数の5 分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

2 理事

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし 得る者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の 観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊 の関係にある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第3項 第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)のみが代表権を有する理事となることは適当 でないこと。

なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)に基づき、 その内容を登記すること。

- (3) 理事の定数は6人以上とすること。
- (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。

- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の 3分の1を超えてはならないこと。
- (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、 一人以上の施設長が理事として参加すること。ただし、施設長等施設の職員である理事が理 事総数の3分の1を超えることは適当でないこと。
- (8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- (2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。
- (3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。
- (5)監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

4 評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業または保育所を経営する事業のみを行う法人については、この限りでない。

なお、平成15年4月1日において身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)上の身体障害者居宅生活支援事業若しくは身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)上の知的障害者居宅生活支援事業若しくは知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)若しくは知的障害者通勤寮又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の児童居宅生活支援事業を経営している法人であって評議員会を置いていないものについては、同日から起算して1年以内に評議員会を置くものとすること。

- (2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について評議員会の同意を得ることが必要であること。
- (3) 評議員会を設ける場合は、役員の選任は評議員会において行うことが適当であること。
- (4) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数 の3分の1を超えてはならないこと。
- (5) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。
- (6) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を 行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域におい て社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員と して加えること。
- 9 「社会福祉法」第36条 脚注3を参照
- 10 「審査基準」
 - 第2 法人の資産
 - 2 資産区分

法人の資産区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。) 及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

- ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
- イ 社会福祉施設を経営する法人にあたっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあたっては、100万円(この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。
- ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。
- エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。)(以下「居宅介護等事業」と総称する。)の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差支えないこと。
- オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」 (平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあたっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあたっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ないほうの額以上に相当する資産で差し支えないこと。
- ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差 し支えないこと。

(2) 運用財産

- ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。
- イ 運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、 みだりに処分しないよう留意すること。
- (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

「審査要領」

第2 法人の資産

(4)「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた 施設を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた 施設の敷地をいうこと。

「社会福祉法」

- 第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。
- 2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

11「定款準則」

- 第9条 この法人の業務決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の 業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。 (備考)
 - (1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会で定めることは差し支えないこと。
 - ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - (注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定する ことが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会 の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと
 - ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
 - ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利と認められるもの、その他 やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

- (注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
 - (注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて) あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
 - (注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
 - ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
 - (注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会に おいて選任する他の理事が専決すること。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認

められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

- (注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により 決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人において は評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこ と。
- (注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会に おいて選任する他の理事が専決すること。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- ⑤ 寄附金の受入れに関する決定 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (注) 寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

12 「定款準則」

- 第10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、 順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会に おいて選任する他の理事が理事長の職務を代理する。
- 13 「定款準則」 第10 条 脚注12を参照
- 14 「定款準則」

第○条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。 定款の最後に、この条文が規定される。

15 「社会福祉法」

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、 この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

16 「社会福祉法」

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

- 2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。
 - 一 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
 - 三 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
 - 五 削除
 - 六 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。
 - 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金

銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 三 母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、 小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福 祉事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター 又は老人介護支援センターを経営する事業
- 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉 サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定す る地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) に規定する身体障害者生活訓練等事業、 手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する 事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる 事業

七削除

- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他 の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成9年法律第123号)に規 定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 十一 隣保事業 (隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその 他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものを いう。)
- 十二 福祉サービス利用援助事業 (精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス (前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業
- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
 - 一 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護事業(以下「更生保護事業」という。)
 - 二 実施期間が6月(前項第13号に掲げる事業にあつては、3月)を超えない事業
 - 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
 - 四 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては 20 人(政令で定めるものにあつては、10人)に満たないもの
- 五 前項第 13 号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額 が毎年度 500 万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度 50 に満たないもの

17「社会福祉法」

第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

18「審査基準」

第2 法人の資産

- 1 資産の所有等
- (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて国難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

「審査要領」

第2 法人の資産

- (4)「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

19 「審査基準」

第2 法人の資産

- 1 資産の所有等
 - (2)特例
 - ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第11896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 小規模な障害着通所授産施設を設置する場合

これについては、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について」(平成12年12月1日障第891号・社援第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合

これについては、「国文は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日 障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知上に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」 (平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支 えないこと。

カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設を 設置する場合

これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成 16 年 12 月 13 日社援発第 1213003 号・老発 1213001 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

20「審査基準」

第3 法人の組織運営

2 理事

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

21 「定款準則」

第10条の備考

- (2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。
- (3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第5項の次に次の1項を加えること。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。